

令和4年6月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和4年6月10日（金） 開会 午後2時 3分  
閉会 午後2時33分

場所 議会運営委員会室

出席委員 白土幸仁委員長

横川雅也副委員長、松坂喜浩副委員長

宇田川幸夫委員、立石泰広委員、須賀敬史委員、梅澤佳一委員、田村琢実委員、

本木茂委員、小谷野五雄委員、八子朋弘委員、井上航委員、山根史子委員、

木村勇夫委員、深谷顕史委員、権守幸男委員、秋山文和委員

出席者 中屋敷慎一議長、武内政文副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和4年6月閉会中 議会運営委員会における発言  
(令和4年6月10日(金))

**委員長**

1 6月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しをいただいたので、6月定例会県議会に提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

サイドボックスにある、「埼玉県議会令和4年6月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。

「埼玉県議会令和4年6月定例会付議予定議案件名総括表」である。6月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算2件、条例11件、専決処分の承認1件、訴えの提起2件の計16件である。

次のページを御覧願う。議案以外では、予算繰越報告などの報告事項が34件あり、合わせて50件となる。議案の詳細については、このあと企画財政部長から御説明するが、私から主なものを御説明する。

初めに、補正予算案については、国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に迅速に対応し、ウクライナ情勢等に伴う原油価格や物価の高騰による県民生活及び県経済活動への影響を最小限にとどめるため、当面緊急に対応すべき事業に要する経費をはじめ、脱炭素社会に向けた設備投資の促進に要する経費などについて、編成したものである。

その結果、一般会計の補正予算額は、第1号・第2号合計で、27億4,975万1千円となったところである。

なお、補正予算案第1号は、物価高騰等に直面する低所得のひとり親世帯へ生活支援特別給付金を支給するものであり、国の要請に基づき、6月末までに支給する必要があることから急務を要するので、他の案件に先立って御審議賜るようお願い申し上げます。

次に、条例については、新規条例が1件、一部改正条例が10件である。主なものとしては、地方公務員法等の一部改正等により、職員の定年年齢を原則60歳から段階的に65歳に引き上げるなど所要の改正を行う「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」など4条例、旧県立岩槻特別支援学校の跡地に、埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校を新設するほか、県立高等学校4校の統合等を行う「埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例」などがある。

専決処分の承認については、地方税法の一部改正に伴い、埼玉県税条例の一部を令和3年度中に改正する必要が生じ、専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に承認を求めるものである。

訴えの提起については、県営住宅の明渡し等を求める訴訟を提起することについて、議決を求めるものである。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。

引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

**企画財政部長**

それでは、お許しをいただいたので、議案等の詳細を、御覧いただいている資料により御説明申し上げます。

3 ページにある、資料 1 「埼玉県議会令和 4 年 6 月定例会付議予定議案件名表」を御覧いただきたいと存じる。

まず、「1 予算」であるが、こちらは後ほど資料 2 で詳しく御説明させていただく。

続いて、4 ページを御覧願う。「2 条例」について、御説明させていただく。1 番の「埼玉県手数料条例等の一部を改正する条例」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料の額を定めるとともに、教育職員の免許更新に係る手数料の廃止などを行うものである。

2 番の「埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例」は、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラやポスターの作成の公営に係る公費負担額を改定するものである。

5 ページを御覧願う。3 番の「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」は、地方公務員法等の一部改正等に伴い、職員の定年年齢を原則 60 歳から段階的に 65 歳まで引上げなどをするものである。

4 番の「職員の高齢者部分休業に関する条例」は、定年の引上げに伴い、高齢期の職員の多様な働き方の推進に資するため、新たに高齢者部分休業制度を導入することに関して必要な事項を定めるものである。

6 ページを御覧願う。5 番の「埼玉県税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、個人県民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するなどの改正を行うものである。

6 番の「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の一部改正に伴い、応急仮設建築物の存続等の許可期間の延長に係る事務の一部を市町村が処理することとするための改正である。

7 ページを御覧願う。7 番の「埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」、8 番の「埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」、次のページの 9 番の「学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、先ほど御説明した 3 番と同様、企業職員、流域下水道事業企業職員及び学校職員の定年の引上げなどをするものである。

10 番の「埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例」は、旧県立岩槻特別支援学校の跡地に、埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校を新設するほか、県立高等学校 4 校の統合等を行うものである。

9 ページを御覧願う。11 番の「埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医等に対する介護補償の額を改定するものである。条例については、以上である。

10 ページを御覧願う。「3 地方自治法第 179 条第 3 項の規定による知事専決処分承認」である。地方税法の一部改正に伴い、法人事業税について、ガス供給業に係る課税方式の改定のほか、資本金 1 億円を超える法人の一部に対する所得割の軽減税率が廃止された。このことなど、緊急に埼玉県税条例を改正する必要性が生じたため、去る 3 月 31 日に専決処分したので、議会の承認を求めるものである。

11 ページを御覧願う。「4 訴えの提起」である。1 番は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者 2 名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するものである。2 番は、県営住宅に不正に入居している者 2 名に対して、住宅の明渡しと損害賠償金の支払いを求める訴えを提起するものである。議案については、以上である。

次のページ以降は「報告事項」である。

12ページから14ページまでが「予算繰越報告」である。

15ページを御覧願う。「2 地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」である。1番から3番は条例の一部改正であり、法律等の一部改正に伴い必要とされる規定の整備を行ったものである。16ページを御覧願う。4番及び5番は損害賠償の額を定めるものであり、損害賠償の額が100万円以下のため、専決処分を行っている。4番は、宅地造成工事において、契約締結後に予定価格が過大であることが判明し、適正な入札執行ができなかったと判断したため、当該契約の解除に係る損害賠償額を95万3,105円と定めるものである。5番は、警察官が公安委員会の意思決定が存在する交通規制であると誤認し、信号無視・交差点右左折方法違反の告知をしたことにより、各種講習を受講等せざるを得ず、休業損害等が生じた方10名に対する損害賠償額について、総額8万9,920円と定めるものである。なお、この10名以外に、本事案による休業損害等が発生する見込みの方が103名おり、今後も相手方と合意ができ次第、鋭意手続を進めさせていただきたいと考えている。

17ページを御覧願う。「3 地方自治法第218条第4項の規定による弾力条項適用報告」である。埼玉県公営競技事業特別会計において、令和3年度の車券売上が好調であったことに伴い業務量が増加し、直接必要な経費に不足が生じたことから、増加した収入に相当する金額を使用したことについて、地方自治法第218条第4項に基づき報告するものである。

18ページを御覧願う。18ページから21ページまでが「地方自治法第221条第3項の法人の経営状況報告」であり、埼玉県住宅供給公社をはじめ合計19法人である。なお、埼玉県立大学など残りの6法人については、9月定例会での報告を予定している。

22ページを御覧願う。「5 観光に関する基本的な計画の策定等報告」であるが、埼玉県観光づくり推進条例第16条第3項に基づき、令和4年度から始まる第3期計画の策定について報告するものである。報告事項については、以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただく。23ページを御覧願う。資料2「令和4年度6月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。この補正予算案は、副知事から説明があったとおり、国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に迅速に対応し、県民生活及び県経済活動への影響を最小限にとどめるため、当面緊急に対応すべき事業に要する経費をはじめ、脱炭素社会に向けた設備投資の促進に要する経費などについて、編成したものである。その内容だが、資料にあるとおり、(1)から(4)までの四つに整理している。それぞれの詳細は後ほど、御説明する。次のページ、「1 補正予算額」についてである。今回の補正予算の規模は、表の補正額が一番下にあるとおり、一般会計で、27億4,975万1千円となっており、内訳としては、補正予算案第1号が2億7,926万1千円、補正予算案第2号が24億7,049万円である。

「2 補正予算の財源内訳」についてだが、今回の補正では特定財源である国庫支出金を主な財源としている。

次のページ、「3 補正予算の主な内容」について御説明する。まず、「(1) 原油価格・物価高騰の影響を受ける生活者に対する緊急支援」についてである。「ア 子育て世帯生活支援特別給付金の支給」は、食費等の物価高騰等に直面する低所得のひとり親世帯に対し、児童一人当たり5万円を支給するものである。なお、この事業は、国の要請に基づき、6月末までに支給する必要があることから、急施を要するので、補正予算案第1号として他の案件に先立って御審議賜るようお願い申し上げます。以下、御説明する事業は補正予算案第2号の主な内容となっている。「イ

学校給食等の物価高騰に直面する保護者等への支援」については、保護者等の給食費等の負担増加を回避するため、県立及び私立学校に対し、当面の間、給食費等の物価高騰相当額を補助する。「ウ 夏休み期間の子供の食事等を確保するための支援」については、給食が提供され

ない夏休み期間中、子ども食堂など子供の居場所等の活動支援を通じて、県内企業などと連携し食品等を提供するものである。

次のページ、「(2) 原油価格・物価高騰の影響を受ける事業者に対する緊急支援」についてである。「ア 県内地域公共交通事業者への支援」については、地域住民の足となる県内の乗合バス及びタクシー事業者に対して、燃料費高騰の影響分を補助することで運行継続を支援するものである。「イ 県内観光関連事業者への支援」については、県内の貸切バス事業者に対する経営支援を行うとともに、県内観光関連事業者のバスツアー造成費用の補助を行うことなどにより、県内を巡るバスツアーの需要を喚起していく。「ウ 県内中小企業等の資金繰りへの支援」については、経営安定資金の緊急融資枠を100億円から300億円に拡大するとともに、債務負担行為を設定するものである。「エ 県内畜産農家への支援」については、配合飼料価格高騰に伴う負担軽減を図るため、国の支援制度の対象とならない飼料メーカーの製造コスト上昇分の一部を県独自に補助し、畜産農家の経営を支援するものである。「オ 県内一般公衆浴場への支援」については、法令により入浴料金に価格転嫁できない一般公衆浴場に対して、燃料費高騰の影響分を補助することで、経営を支援するものである。

次のページ、「(3) 脱炭素社会に向けた省エネ・再エネ設備投資の促進」についてである。「ア 県内中小企業等の省エネ・再エネ設備投資への支援」については、高効率の空調設備等への更新や太陽光発電設備等の導入経費に対する補助について、補助率の引上げ等を行った「緊急対策枠」を創設するとともに、設備投資促進資金に融資利率を引き下げた「エネルギー対策特例」の融資枠100億円を創設することで、環境に配慮した設備投資の支援を加速させるものである。「イ 住宅の省エネ・再エネ設備投資への支援」については、家庭におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減を加速させるため、既存住宅へのエネファームや蓄電システムの導入等に対する補助を拡充するものである。「ウ 県内施設園芸農家の省エネ転換への支援」については、燃料費高騰の影響を受けにくい省エネ型施設園芸への転換を促進するため、ヒートポンプなどの省エネ機器や資材の導入経費を補助するものである。

「(4) その他」の、「ア 森林管理道の災害復旧」については、令和元年東日本台風により被災したことで崩落した森林管理道の災害復旧工事を追加で実施するものである。次のページ、資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、6月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。よろしく願います。

## 委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

## 議事課長

本日本午後2時現在、請願の受付はない。なお、6月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

## 委員長

3 6月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2) 会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1を御覧願う。  
委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

**委員長**

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、県民3名、民主フォーラム1名、公明1名、共産党1名ということではいかかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名。2日目、自民1名、公明1名、共産党1名。3日目、自民2名、県民1名。4日目、自民2名、県民1名。5日目、自民3名ということではいかかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日に当たる6月16日(木)の正午までとするので、よろしく願います。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

この案ではいかかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとなる。したがって、質疑質問1日目の6月23日(木)に係るものについては、一問一答式の場合は6月20日(月)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、6月21日(火)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 議席の変更及び決定についてだが、新議員の選出及び会派別所属議員数の変更に伴い、議席の変更及び決定を行う必要が生じている。

については、自民から議席の報告があったので、資料2を御覧願う。

< 確 認 >

**委員長**

ただ今御確認いただいたとおり、本日付けをもって、議席の変更及び決定を行うことで、議長、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、議席の氏名柱及び登退庁ランプの調整については、開会日までの間に行うことで、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

5 常任委員の選任についてだが、さきの補欠選挙において、東第5区から選出された石川誠司議員を、産業労働企業委員に、選任することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、石川誠司議員を産業労働企業委員に選任することで、議長、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 特別委員の選任についてだが、石川誠司議員を、自然再生・循環社会対策特別委員に、選任することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、石川誠司議員を自然再生・循環社会対策特別委員に選任することで、議長、よいか。

< 了 承 >

## 委員長

なお、常任委員及び特別委員の選任については開会日・6月17日（金）の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

## 委員長

7 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、6月定例会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

お手元の資料3のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

## 委員長

前2月定例会からの変更点としては、アンダーライン部分のとおり、本会議及び委員会における傍聴者の対応を、いずれも通常どおりとする。

それ以外の対応は、令和4年2月定例会と同様とする。

私としては、案のとおり申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

## 委員長

それでは、案のとおり決定した。

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

なお、ただ今御決定いただいた対応については、特別な事情が生じた場合には、改めて、本委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願う。

## 委員長

8 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料4及び資料5に基づき、政策調査課長に説明させる。

## 政策調査課長

お手元の資料4、本会議等のテレビ中継予定（案）を御覧願う。

これまでと同様、6月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告は生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。編集に当たり、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問からおおむね1週間後の、夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、資料5、「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

まず、1の「6月定例会ダイジェスト」である。定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議の審議風景等をテレビカメラにより収録させていただき、「6月定例会ダイジェスト」として、7月17日（日）に放送したいと考えている。



次に、2の「常任委員会だより」である。各常任委員会の審査風景をテレビカメラにより収録させていただき、「常任委員会だより」として、9月4日（日）と11日（日）に分けて放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

#### 委員長

9 ペーパーレス会議システムの議案等の保存先についてだが、資料6を御覧願う。

これまでは、付議予定議案や追加提出議案等が提出された場合、それらが配布された日の会議のフォルダに保存されていた。そのため、後日確認する際に、どこに保存されているのかわかりにくいという指摘をいただいた。

これを踏まえ、従来の保存先に加えて、各定例会のフォルダのトップにある「【事前配布】議案・諸報告等」のフォルダにも同様の資料を保存することとする。

また、専決処分報告等の資料については、ペーパーレス会議システムの導入に先立って、令和2年度から紙資料を廃止し、電子データを議会情報ネットワークに掲載していた。ペーパーレス会議システムの試行導入に伴い、そのいずれにも掲載していたが、今後は、議会情報ネットワークへの掲載をやめ、ペーパーレス会議システムの「【事前配布】議案・諸報告等」のフォルダにのみ掲載するので、御了承願う。

なお、ペーパーレス会議システムの操作に関するマニュアルを、本日付けで、開会通知と合わせて各議員に通知するので、検索やメモ機能など、改めて御確認のほど、よろしく願います。

各会派におかれては、この旨の周知を願います。

< 了 承 >

#### 委員長

10 その他に入る前に申し上げる。

先ほどの執行部の説明の中で、急施を要する旨の要請があった、「令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）」の議案の取扱い等については、今後の本委員会において御協議いただきたいと存じますので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

#### 委員長

その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、6月定例会開会日・6月17日（金）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >